

平成 27 年（2015 年）5 月 29 日
政策会議資料
下水道部 下水道経営室

下水道事業の地方公営企業法適用について

1 概要

下水道事業は、地方公営企業法の適用について任意とされており、本市ではこれまで非適用としてきましたが、近年、長期的収支の見直しや下水道使用料の適正化など、今後の経営安定化に向け、法適用についての調査、検討を進めてきました。また、新公会計制度の導入に合わせ、法適用実施に際して大きな課題でもあった固定資産台帳を作成し、現在、資産の状況把握や減価償却費の計算が可能となっています。

下水道事業の法適用を巡っては、総務省において公営企業に対し法適用の拡大を図ってきた中で、平成 27 年（2015 年）1 月には総務大臣より平成 31 年度（2019 年度）末までに法適用し、公営企業会計へと移行するよう要請がありました。

このような状況の下で、本市下水道事業については、平成 29 年（2017 年）4 月から地方公営企業法の一部（財務規定）を適用する一部適用によって法適用するものです。

2 他自治体の状況

全国的に適用が進んでいる状況であり、府下では現時点で 16 市が法適用済みとなっています。北摂 7 市のうち非適用の高槻市、摂津市についても平成 29 年（2017 年）4 月までにはすべて法適用となる予定で、大阪府が管理する流域下水道も平成 30 年（2018 年）4 月の法適用を予定しています。（別紙 1）

3 法適用区分について

地方公営企業法の適用については、財務規定のみを適用する「一部適用」と組織・財務・職員の身分取扱など全てを適用する「全部適用」の二つの方法がありますが、現時点で本市においては、事務の効率性、組織体制など種々の観点から一部適用のメリットが大きいと考えられるため、一部適用とするものです。

4 今後の予定

今後、地方公営企業法の適用を進めるにあたっては、移行事務の支援に係る業務委託や企業会計システムの構築が必要となります。

平成 27 年度	法適化計画提出 移行事務支援業務（平成 27 年度～平成 29 年度） ※ 7 月定例会に債務負担行為に係る議案提出
平成 28 年度	会計システム構築業務 条例等の整備
平成 29 年度	法適用